

## IATA Dangerous Goods Regulations 第65版 Addendum 1 (2024年4月30日付) の主な内容

本資料は、弊社危険物訓練受講者の学習目的のため、IATA Dangerous Goods Regulations (以下、DGR) 第65版 Addendum 1 の要旨をまとめたものです。実際の航空危険物取り扱いにおいては、必ず最新の DGR を参照してください。

<b>Section 2 : 制限</b>		
<b>State and Operator Variations</b>		
2.8.1	<b>政府例外規定 :</b> アルゼンチン (RAG) の政府例外規定 (RAG-01) に修正があった。 危険物の輸送に関するマーキングおよび書類に使用する言語については、アルゼンチン共和国の領土内の輸送 (国内輸送) においては、スペイン語の使用が求められている。英語の使用は求められない。また、アルゼンチン共和国から領土外に出発する国際輸送においては、スペイン語と英語の使用が求められる。アルゼンチン共和国の領土外からアルゼンチン共和国を目的地とした国際輸送の場合は英語のみの使用で良い。	7.1/7.3
2.8.3	<b>運航者例外規定 :</b> 以下の運航者の例外規定が新規追加された。 Cebu Pacific (5J)    La Compagnie (B0)    One Air (HC) 以下の運航者例外規定に修正があった。 Astral Aviation (8V)    Air France (AF)    China Airlines (CI)    Copa Airlines – Cargo (CM) Federal Express (FX)    flydubai (FZ)    Japan Airlines (JL)    Kenya Airways (KQ) Aero Republica (P5)    Qatar Airways (QR)    TAROM Romanian Air Transport (RO) Turkish Airlines (TK)    Srilankan Airlines (UL)    Oman Air (WY)	7.1/7.3

<b>Section 8 : 書類</b>		
<b>Shipper's Declaration for Dangerous Goods</b>		
8.3.4	区分 5.2 有機過酸化物 (Organic peroxide) および区分 4.1 自己反応性物質 (Self-reactive substances) の輸送許可証について	7.1/7.3

	て、輸送許可の取得に関する DGR の項目番号が修正された。	
--	--------------------------------	--

**Section 10 : 放射性物質**
**Documentation**

10.8.6	危険物申告書の作成例 Figure 10.8.G（オーバパックを使用した例）の TI 値の誤植が修正された。	7.3
--------	--	-----

**Appendix : 付録**

Appendix D.1	<b>Competent Authorities for Dangerous Goods:</b> 以下の当局の情報に修正があった。 Angola Bermuda Estonia	-
Appendix F.4	<b>CBTA Center – Provider:</b> 以下の国の CBTA Center の情報に修正があった。 Brazil Finland France Hong Kong Thailand United States	-
Appendix F.5	<b>CBTA Center – Excellence:</b> 以下の国の CBTA Center の情報に修正があった。 Philippines	-

本資料の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本資料を用いて行う一切の行為について、当社は何ら責任を負うものではありませんのでご了承ください。

本資料に関するお問い合わせはこちらまで。 E-mail [cbta.ncaj@nca.aero](mailto:cbta.ncaj@nca.aero)